

議案第 67 号

里庄町証明等手数料条例の一部改正について

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

住民票の写し等各種証明書交付に係る手数料について、受益者と非受益者の均衡を考慮し、公費負担の公平性、公正性を確保するため所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 28 年 12 月 日 公布  
里 庄 町 条 例 第 号

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例

里庄町証明等手数料条例(平成 12 年里庄町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 17 号ア及びイ中「100 円」を「200 円」に改め、同条第 18 号中「(用紙 1 枚を  
もって 1 件とする。ただし、住民票については、同一世帯の 5 枚をもって 1 件とする。)」  
を削り、「100 円」を「200 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。